

全ての働く人々に安全・健康を
～Safe Work , Safe Life～



中災防

製造業における職長の能力向上教育の講師養成
オンライン講座

A5 異常時等における措置

中央労働災害防止協会

「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科 目	範 囲	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (A7) 関係法令に係る改正の動向	120分以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

「A5 異常時等における措置」の概要

1 教育のねらい

異常時等の対応については、発生頻度も少なく、非定常の作業となることから、あらかじめ、**異常時及び災害発生時(以下「異常時等」という。)**において**職長に期待される対応を再確認**しておくことにより、**異常時等にも沈着冷静に対応できる職長を育てる。**

2 教育内容

異常時等における措置については、就任時の職長教育において、1.5時間以上の教育を行うこととされていること等を踏まえて、職長の能力向上教育においては、**異常時等において職長に期待される対応**についての**再確認**を行う。

※ 就任時の職長教育における教育内容の再確認

1 「異常時」において職長に求められる対応

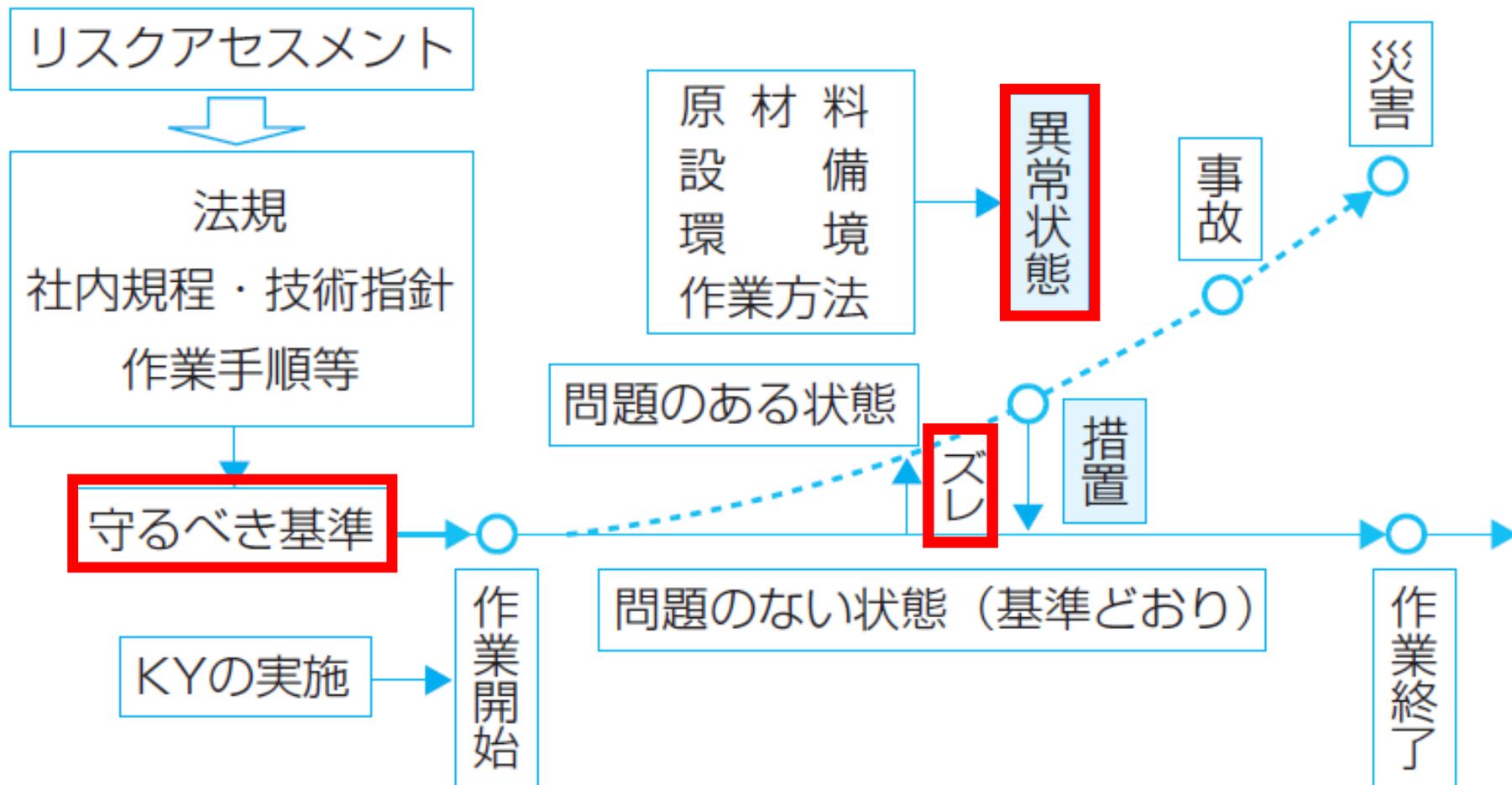
1 「異常時」において職長に求められる対応(①)

1 「異常」の判断基準の設定

「異常状態」とは、職場における作業環境、作業設備、作業方法及び作業者の行動が「一定の基準からはずれた状態」とされている。

生産現場においては、業種によって、多種多様な「異常状態」があることから、職長自身が「担当職場における異常とは何か」を洗い出すように常に心がけることが必要である。

「異常」の判断基準



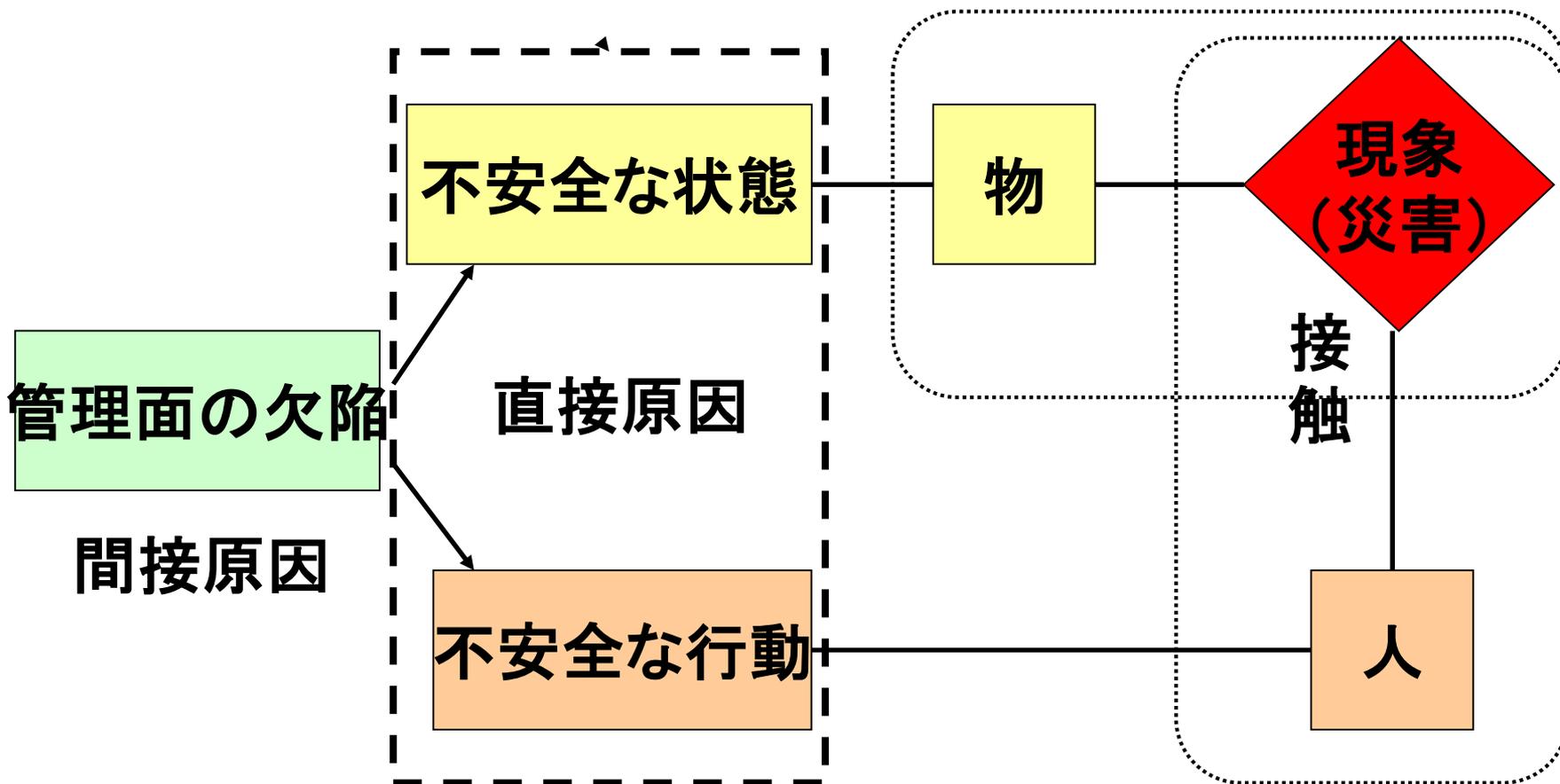
不安全状態(作業設備及び作業環境の異常)(例)

項目	内容
設備の異常	①装置及び機器の安全装置の破損、機能の低下など
	②防護覆い、囲い、仮設物などの欠陥の他、取外し、あるいは移動したまま放置された状態
	③運転中の機械の異常な音、振動、熱、速度など
	④計器類の指針の異常な振れ、値
	⑤操作中の機器類の不調
	⑥警報機、破裂板などの作動不良
	⑦停電、断水など
	⑧器具、工具、用具類の破損、異常な摩耗、腐食劣化
	⑨換気装置の機能低下
環境の異常	⑩作業環境の変化(異常な臭気、粉じん、ガス、煙などの発生、酸欠状態)
	⑪自然環境の変化(強風、大雨、大雪、雷、異常出水、土砂崩壊)
状態の異常	⑫作業床に制限荷重以上の重いものを載せている状態
	⑬取扱物質の漏れ、こぼれ、あふれ

不安全行動(作業者の行動の異常)(例)

項目	内容
操作の異常	①安全装置をはずしたり、無効にしたりして作業している
	②故障している作業設備を、そのまま使用している
	③運転しながら、機械の掃除、注油などを行っている
	④必要な保護具を使用しないで作業している
動作の異常	⑤不安定、ムリな姿勢や、危険な位置で作業をしている
	⑥職場で、飛び乗り、飛び降り、かけ足などを行っている
	⑦合図および誘導の方法、位置が不適當なまま作業している
方法の異常	⑧共同作業で統制がとれていない作業をしている
	⑨崩れそうになるまで、物を積み上げている
	⑩作業方法の欠陥(不適當な機械・装置の使用、不適當な工具・用具の使用、作業手順の誤り、技術的・肉体的無理など)

(参考) 労働災害発生の基本モデル



1 「異常時」において職長に求められる対応(②)

2 異常の早期発見

異常状態(設備、環境、状態、行動)を早期に発見するために、**使用前点検**や**定期点検**を行う。

3 応急措置

設備や治工具等に異常が発見された場合には放置せずに、直ちに使用停止、修理、交換等を行う。

4 上司・部下との「報・連・相」と教育訓練

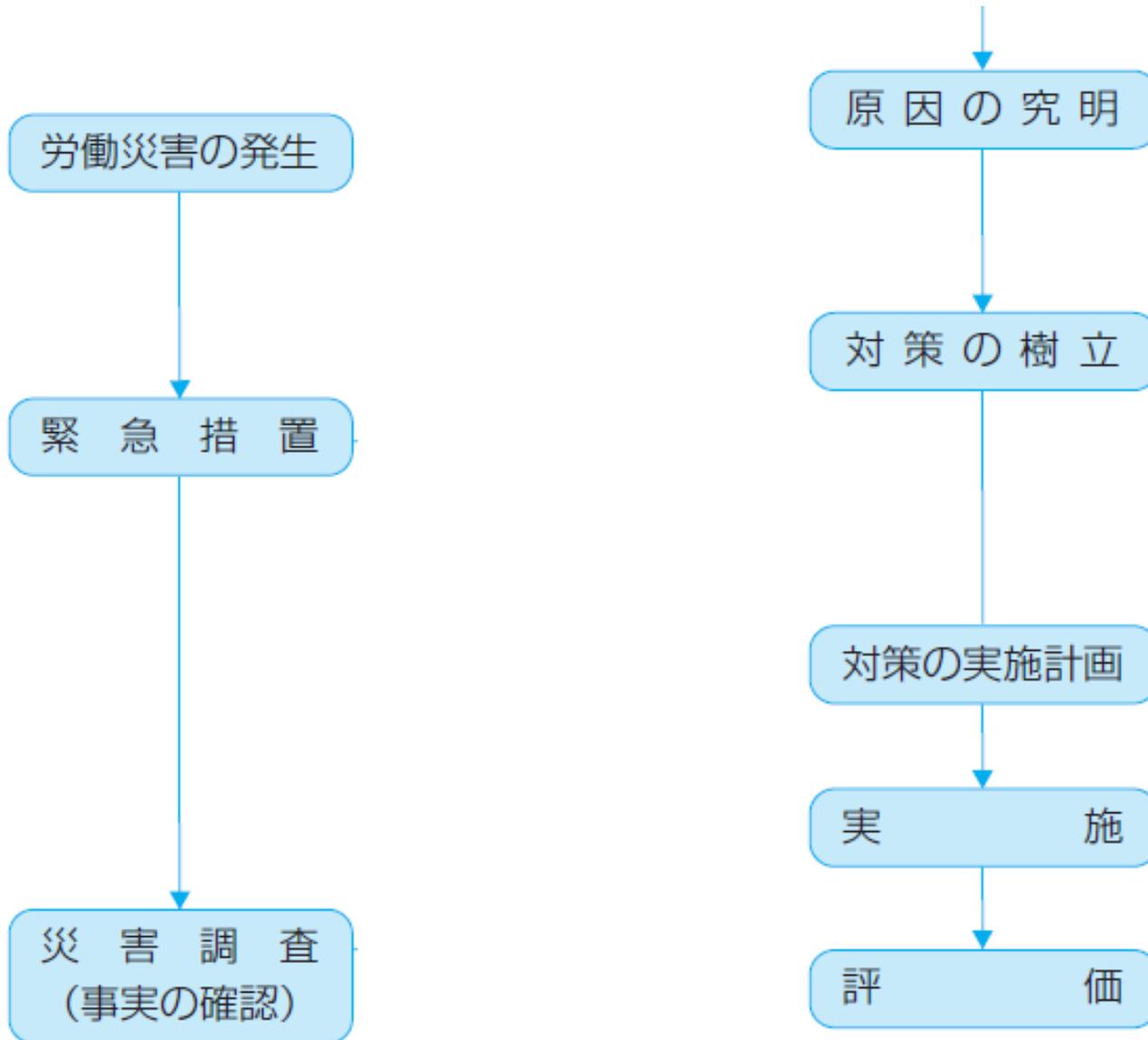
職場で発見された「異常」が放置されることのないように、「異常」の早期発見、応急措置、連絡・報告方法等について手順を定め、職場内に周知するとともに、日頃から教育訓練を行う。

5 再発防止・予防措置

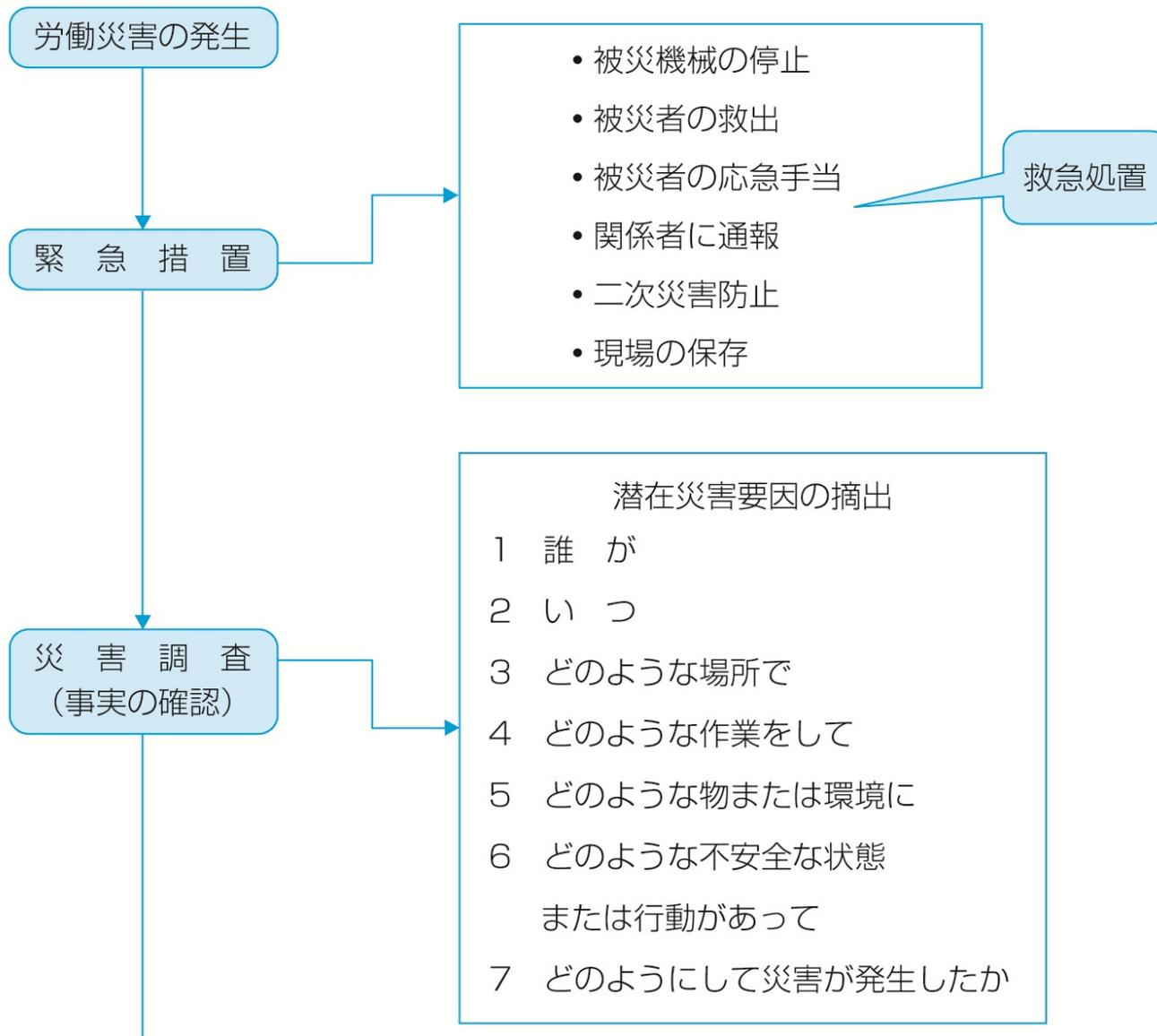
「異常」を発見した場合には、同じ「異常」が発生しないように再発防止措置を行うとともに、類似の機械設備等においても「異常」が発生しないように予防措置を行う。

2 「災害発生時」において職長に求められる対応

災害発生時の対応のフロー図（１）



災害発生時の対応のフロー図（2-1）



災害発生時の緊急措置



(出典) 中央労働災害防止協会「職長の能力向上教育テキスト」

災害発生時における連絡・通報ルート

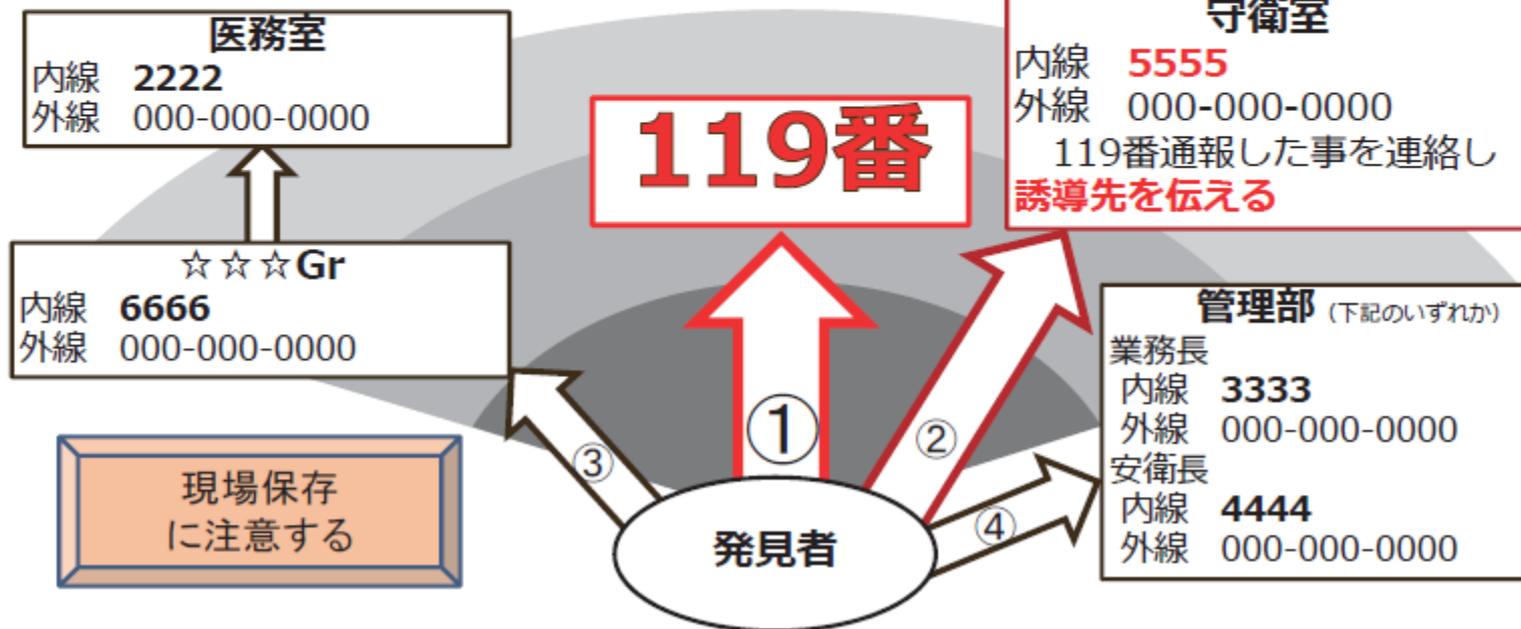
〇〇部☆☆☆Gr 救急・火災連絡ルート

119番通報 : 救急/火災です
住所:△△区●●町1番地
名称: ㈱〇〇 □□事業所
目印:最寄の交差点:国道333号線
▲▲南側
状況:いつ・どこで・誰が・どうした

119番通報 基準

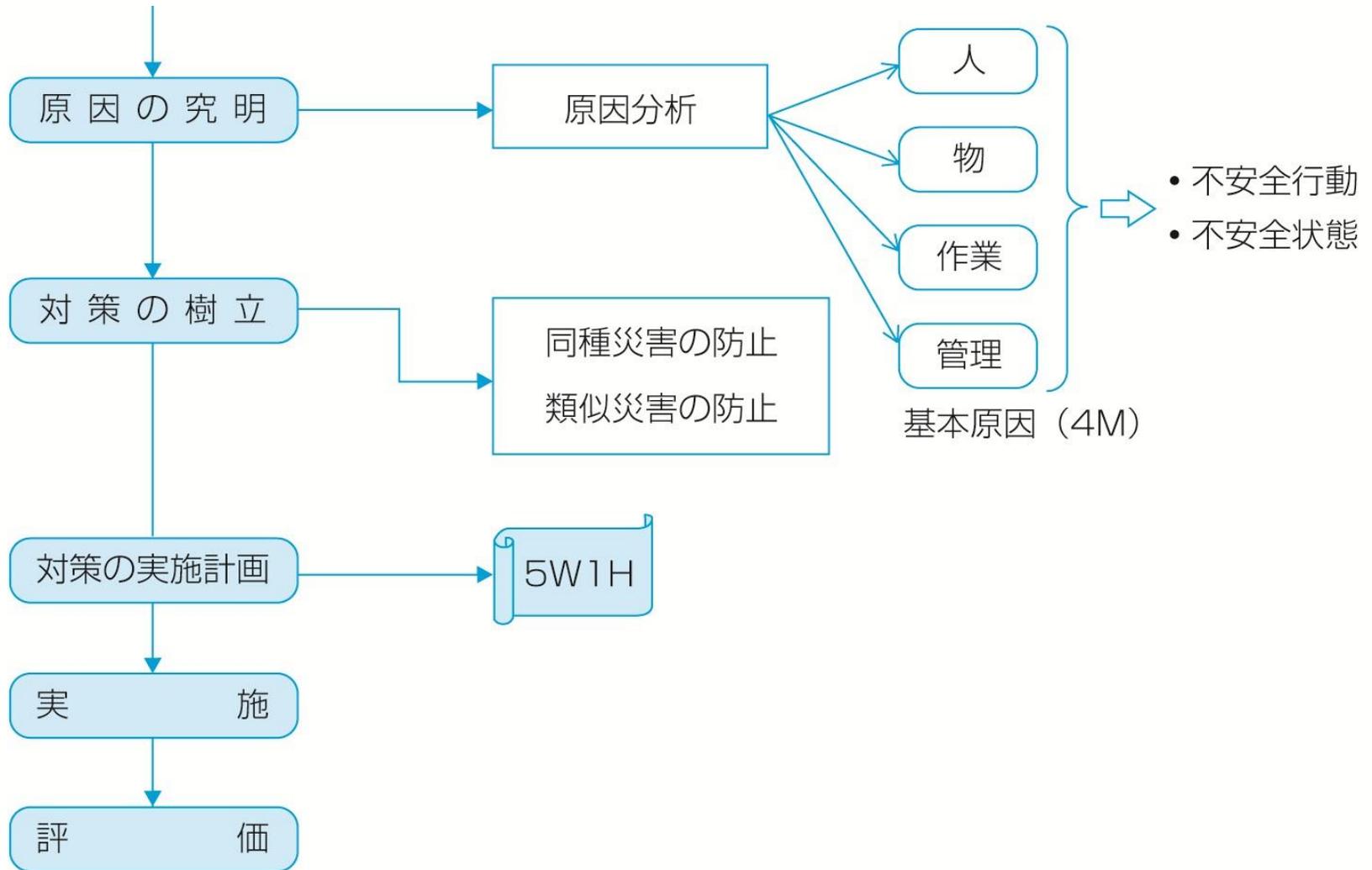
- ・意識がない,はっきりしない
- ・大出血,墜落,感電,大火傷 など
- ・火災

原則 : 迷ったら通報

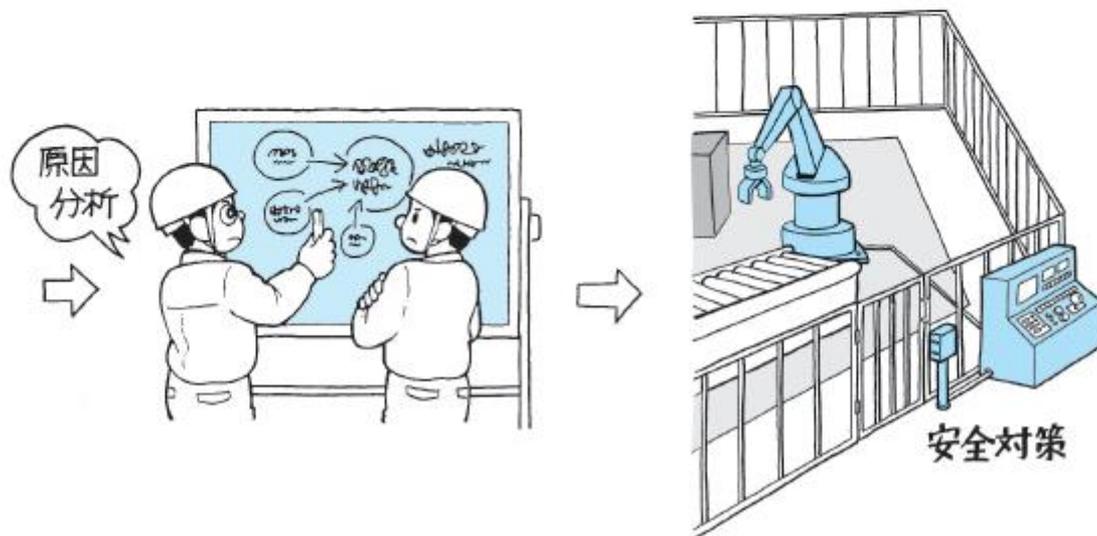
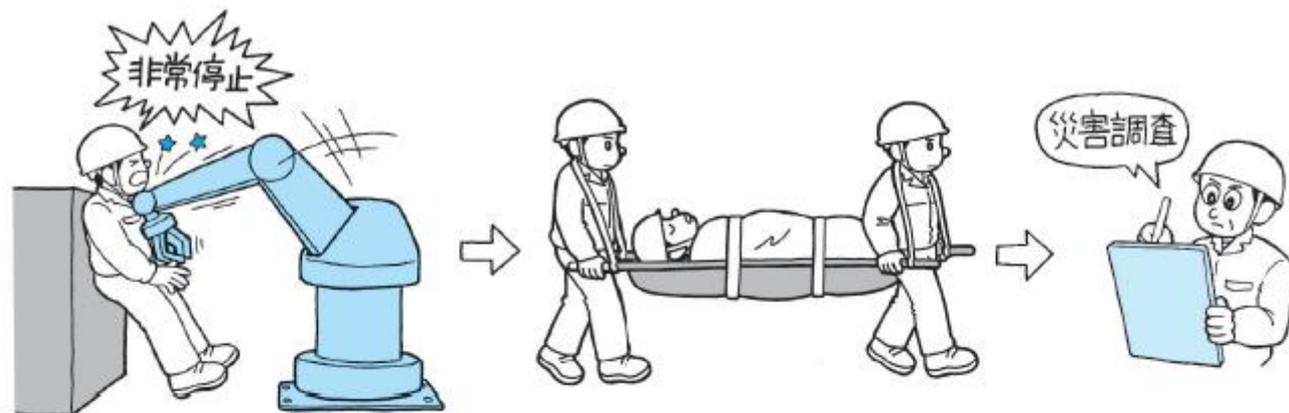


(出典) 中央労働災害防止協会「職長の能力向上教育テキスト」

災害発生時の対応のフロー図（2-2）



災害発生時における災害調査・原因究明・対策樹立までの流れ



(出典) 中央労働災害防止協会「職長の能力向上教育テキスト」

2 「災害発生時」において職長に求められる対応

(1) 災害発生時対応の基本的な考え方

災害発生時における以下のような基本的な対応について**再確認**を行う。

- ①設備の非常停止等により、爆発、火災等による被害の拡大と2次災害防止を図る。
- ②人命尊重を最優先し、被災者を救出する。
- ③上司、関係者及び関係機関に緊急連絡する。
- ④災害原因究明のため、極力現物保存に努める。
- ⑤同種災害を発生させないために、災害調査と原因分析を必ず行い安全対策を講じる。
- ⑥人的被害を伴わない事故やヒヤリ・ハットのような出来事でも、上記(オ)に準じた原因の調査を行って安全対策を講じる。

(2) 災害発生時の措置基準の策定と教育訓練

災害発生時の措置を適正かつ迅速に行うために、「災害発生時の措置基準」を定めておくほか、日頃から作業者に対して教育訓練を行うことについて**再確認**を行う。

ご視聴ありがとうございました。

引き続き、「A 6 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど）」の講座をご視聴ください。